

令和2年4月12日

関係各位

公益財団法人日本少年野球連盟

会長 中谷 恭典



4月13日以降の活動についての通達

新型コロナウイルス感染症の拡大により政府から「緊急事態宣言」が発令され、4月12日までの活動についての連盟通達に、ご理解、ご協力、ご対応を頂き誠にありがとうございます。今後の1か月間が最も大事な時期であるとの指針を受け、ボーイズリーグとして青少年の健全育成を目的とする立場から、社会的使命を果たすという意味において、政府、自治体の要請に応じて、1日も早く安心、安全で不安なき社会環境、野球環境を取り戻せるよう、より一層の危機感を持っての対応が必要であると考えられます。

つきましては、感染拡大の状況が地域によって大きく格差があるのは承知していますが、当連盟所属の全チームは一丸となって、この度のコロナ禍に打ち勝つため、当面4月13日より5月6日までチームとしての活動を一切禁止します。また、5月31日までに開催予定の地区大会は全て中止または延期するよう要請します。今後、事態の推移をみて随時通達を出しますので、支部長、チーム代表、指導者、チーム関係者は、どこまでも、選手、保護者、指導者、ご家族の皆様の健康と安全を最優先とし、さらなるご理解のうえ、ご協力、ご対応のほど宜しくお願い致します。

なお、この通達に反した場合、加盟団体規約第8条1項にのっとり罰則を課しますのでくれぐれもご注意下さい。

以上

※連盟本部事務局も4月13日から5月6日まで時短勤務とします。平日の午前11時から午後4時までの対応となりますのでご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。